



資産の課題別 経営者への提案の進め方

経営者が保有する金融資産、自社株、不動産という3つの資産を取り上げ、どんな提案が有効となるのか解説する。

図表1 経営者に対する金融資産の提案ステップ



(出所) 筆者作成

ができる。
なお、経営者が会社に貸付している役員借入金も相続財産になり、相続税の対象になる。役員借入金もないか確認しておく。

【第2ステップ】経営者の相続税の概算把握

第2ステップでは経営者の相続税の概算把握を行う。この段階で詳細な金額まで算出する必要はないが、本部や提携する税理士に依頼し、自社株や財産の概算を算出してもらうとよい。

【第3ステップ】ポートフォリオの検討

第3ステップでは、仮にいま経営者に相続が発生したら、相続人は相続税を納付できるのか考えてもらう。自社

株や不動産が資産の大半を占める場合、相続人は現金が不足し納税できない可能性がある。自社株や不動産を売却して納税資金を用意しなければならず、これが会社の経営を

経 営者の金融資産について運用・承継提案を行う場合、担当者は図表1に挙げた4段階のステップで提案を進めるとよい。

第1ステップは会社や経営者の財産把握を行ったうえで、第2ステップで経営者が保有している金融資産や不動産等の財産を基に、相続税の概算をつかむ。第3ステップで資産のポートフォリオを確認して、現状の相続税で相続税が納付可能かどうか確認する。最後に第4ステップとして、相続税の納税資金を意識しながら、資産運用や生命保険の提案を検討していく。

経営者は他の金融機関からも提案を受けていることが多いだろう。担当者としては、経営者の立場に立って将来の不安に伝える形で提案を行うことが、他行庫との差別化につながる。

自社株の質問から保有資産を把握

それではステップごとに進め方を紹介していこう。

【第1ステップ】会社や経営者の財産把握

経営者が保有している金融資産としては、自社株式・不動産・投資信託・生命保険・預金などが挙げられる。それ

1 金融資産の運用・承継

相続税の納税資金という観点から提案につなげる

小峰俊雄 栃木県よろず支援拠点/コーディネーター/中小企業診断士

経営者は他の金融機関からも提案を受けていることが多いだろう。担当者としては、経営者の立場に立って将来の不安に伝える形で提案を行うことが、他行庫との差別化につながる。

「ただし、「いくらお持ちですか?」と単刀直入に聞いても教えてくれる経営者は少ない。そこで、最初に「御社の自社株はいくらですか?」と聞いてみよう。経営者は意外と自社株のことやその評価額を知らないものだ。

そのうえで経営者には、自社株対策を含めた相続対策が必要なこと、その過程で金融資産を含めたポートフォリオの把握が重要であることを説明すると、経営者の財産把握にスムーズに進んでいくこと

危うくする可能性があることを理解してもらおう。

経営者にこうした懸念を伝えて、一部の資産は流動資産として用意すること、一定の流動資産を持っているならその内訳を把握することが重要であると伝えたい。投資信託を保有しているなら、円資産と外貨資産の投資比率、金融資産と実物資産の投資比率、先進国と新興国への投資比率を確認することが必要だ。

また、経営者自身が投資でどこまでリスクを取れるのか(リスク許容度)も、この段階で改めて確認しておかなければならない。

低リスクの運用で納税資金を準備

【第4ステップ】金融商品の提案

最後に、相続税の金額や資産状況を踏まえて金融商品を提案する。ここで役立つの